

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 7 年 7 月 28 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おかやま腎泌尿器科クリニック A G A 医療クリニック岡山駅前院	岡山市北区本町一〇―一二本町ビル一―C 岡山市北区本町六―三〇第一セントラルビ ル二号館五階	令和 7 年 8 月 1 日 ”

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 7 月 28 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆうえん医院	岡山市北区表町二―三―五大石ビル二階	令和 7年 6月 24日
永瀬内科医院	岡山市北区中山下二―九―五三	" 27日
おびえ皮膚科	倉敷市加須山二五二―八	" 7月 1日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
令和 7 年 7 月 28 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
オリオン歯科クリニック	小田郡矢掛町矢掛一八七八番地二階	令和 7年 七月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 7 月 28 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大手町薬局メディカルスワミ	赤磐市河本一四一	令和 七年 六月 三十日